

令和 7 年度

志波姫地区計画基礎諸元調査業務

特別仕様書

東北農政局農村振興部設計課

第1章 総則

(適用範囲)

第1－1条

令和7年度志波姫地区計画基礎諸元調査業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「測量業務共通仕様書」（以下「測量共通仕様書」という。）及び「設計業務共通仕様書」（以下「設計共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1－2条

本業務は、土地改良事業を適正かつ効率的に実施するための技術基準のうち、「土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水（水田）」に関する基礎的な諸元データ等を把握することを目的に、用水量等の観測及びデータの収集・整理を行い、とりまとめを行うものである。

(場所)

第1－3条

本業務位置は、宮城県栗原市志波姫地内で、別紙－1「位置図」に示すとおりである。

(業務概要)

第1－4条

本業務の概要は次のとおりであり、詳細は第3章に示すものとする。

- | | |
|----------|-----|
| 1 現地観測調査 | 1 式 |
| 2 報告書作成 | 1 式 |

(土地への立入り等)

第1－5条

作業実施のための土地への立入り等は、測量共通仕様書第16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立入りにあたっては、監督職員と連絡を取った後作業に着手するものとする。

(管理技術者)

第 1－6 条

- 1 管理技術者は、測量共通仕様書第 7 条第 3 項及び設計共通仕様書第 1 章第 1－6 条第 3 項によるものとし、測量士及び農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木
		農業－農業農村工学
		森林－森林土木
	農業	農業土木、農業農村工学
	森林	森林土木
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）	農業土木	
	森林土木	

- 2 別紙－ 2 に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う作業の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、この場合、管理技術者は、監督職員と事前打ち合わせの上で、屋外作業期間中、毎日、東北農政局設計課に出向き、監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に署名し、作業内容を記録することとする。

また、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(配置予定技術者の確認)

第 1－7 条

測量共通仕様書第 11 条における業務組織計画の作成及び測量共通仕様書第 12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

- 2 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1－8条

受注者は、測量共通仕様書第38条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(作業基本条件)

第2－1条

本業務は中干し期間の延長を実施しているほ場での調査であり調査の実施にあたっては次に留意すること。

- 1 観測等の調査位置は、別紙－3「観測等調査位置図」に示すとおりである。
- 2 観測にあたって、具体的な調査日時及び観測手法等については、監督職員と十分な打合せを行い実施するものとする。
- 3 調査で使用する調査機材は、次のとおりであり、発注者が準備するものとする。

名称	メーカー名	型番等
転倒ます式雨量計	(株) 太田計器製作所	OW-34-BP
データロガー (雨量計)	(株) ティーアンドディー	RTR505P
自記記録水位計	応用地質 (株)	S&DL mini
バロメーター (大気圧計)	応用地質 (株)	S&DL mini用
自記記録電磁流量計	愛知時計 (株)	SA-50
データロガー (電磁流量計)	日置電機 (株)	LR5061

- 4 機材の使用にあたっては、監督職員と調整を行うものとする。
- 5 機材の使用中に故障等の不具合が生じた場合は、早急に監督職員に連絡し、復旧方法等について協議するものとする。

(参考図書)

第2-2条

本業務の参考にする図書は、次のとおりである。

番号	名称	発行所	制定(改訂) 年月
1	土地改良事業計画設計基準 計画「農業用水(水田)」	(公社)農業農村工学 会	平成22年7月 (令和2年7月)
2	土地改良事業計画設計基準 計画「農業用水(畑)」	(公社)農業農村工学 会	平成27年5月 (令和2年7月)
3	国営土地改良事業 調査計画マニュアル	(一社)農業土木事業 協会	平成5年3月

(貸与資料)

第2-3条

貸与資料は、次表のとおりとする。

資料名	部数	備考
令和5年度 田尻地区計画基礎諸元調査業務報告書	1部	
令和5年度 田尻地区計画基礎諸元調査観測業務報告書	1部	
令和6年度 志波姫地区計画基礎諸元調査業務報告書	1部	
取扱説明書	1式	上記第2-1条3に示 す調査機材

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-4条

第2-2条、第2-3条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- 1 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、または解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 参考図書は、作業時点の最新版を用い作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- 3 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

- 4 貸与資料は、原則として複写転載を禁ずるとともに、その取扱いは十分留意しなければならない。
- 5 貸与資料の使用にあたっては、その適用について監督職員の指示を受けるものとする。

第3章 作業内容
(作業項目及び数量)

第3－1条

本業務における作業項目は、次の作業項目表のとおりである。

1 現地観測調査

作業項目表

作業項目	規格等	数量								
1 気象調査										
データ整理	気象調査回収データの整理とりまとめを行い、報告書を作成する。 気象観測機器の設置、データ回収及び撤去は発注者が実施する。 【使用機材】 <table><tr><td>設置箇所</td><td>使用機材</td></tr><tr><td rowspan="3">給水側</td><td>転倒ます式雨量計</td></tr><tr><td>OW-34-BP（（株）太田計器製作所）</td></tr><tr><td>データロガー（雨量計）</td></tr><tr><td></td><td>RTR505P（（株）ティーアンドディー）</td></tr></table> 	設置箇所	使用機材	給水側	転倒ます式雨量計	OW-34-BP（（株）太田計器製作所）	データロガー（雨量計）		RTR505P（（株）ティーアンドディー）	1 箇所
設置箇所	使用機材									
給水側	転倒ます式雨量計									
	OW-34-BP（（株）太田計器製作所）									
	データロガー（雨量計）									
	RTR505P（（株）ティーアンドディー）									

作業項目	規格等	数量												
2 取水量調査														
調査機器設置	調査ほ場における取水量把握のための自記記録水位計（以下「水位計」という。）及び三角堰の設置を行う。 なお、設置は4月を予定している。 また、データ回収及び撤去は発注者が実施する。 【作業数量】 <table><tr><th>設置箇所</th><th>使用機材</th><th>数量</th></tr><tr><td>調査ほ場①</td><td>自記記録水位計 S&DL mini (応用地質 (株))</td><td>1 ほ場</td></tr><tr><td>調査ほ場②</td><td>自記記録水位計 S&DL mini (応用地質 (株))</td><td>1 ほ場</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td>2 ほ場</td></tr></table> 調査ほ場① 用水路	設置箇所	使用機材	数量	調査ほ場①	自記記録水位計 S&DL mini (応用地質 (株))	1 ほ場	調査ほ場②	自記記録水位計 S&DL mini (応用地質 (株))	1 ほ場	合計		2 ほ場	2 ほ場
設置箇所	使用機材	数量												
調査ほ場①	自記記録水位計 S&DL mini (応用地質 (株))	1 ほ場												
調査ほ場②	自記記録水位計 S&DL mini (応用地質 (株))	1 ほ場												
合計		2 ほ場												

作業項目	規格等	数量												
	調査ほ場② 													
3 排水量調査														
調査機器設置	調査ほ場における排水量把握のための自記記録電磁流量計（以下「電磁流量計」という。）の設置を行う。 なお、設置は4月を予定している。 また、データ回収及び撤去は発注者が実施する。 【作業数量】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置箇所</th><th>使用機材</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査ほ場①</td><td>自記記録電磁流量計SA-50 （愛知時計（株））</td><td>1 ほ場</td></tr> <tr> <td>調査ほ場②</td><td>自記記録電磁流量計SA-50 （愛知時計（株））</td><td>1 ほ場</td></tr> <tr> <td>合計</td><td></td><td>2 ほ場</td></tr> </tbody> </table>	設置箇所	使用機材	数量	調査ほ場①	自記記録電磁流量計SA-50 （愛知時計（株））	1 ほ場	調査ほ場②	自記記録電磁流量計SA-50 （愛知時計（株））	1 ほ場	合計		2 ほ場	2 ほ場
設置箇所	使用機材	数量												
調査ほ場①	自記記録電磁流量計SA-50 （愛知時計（株））	1 ほ場												
調査ほ場②	自記記録電磁流量計SA-50 （愛知時計（株））	1 ほ場												
合計		2 ほ場												

電磁流量計設置例

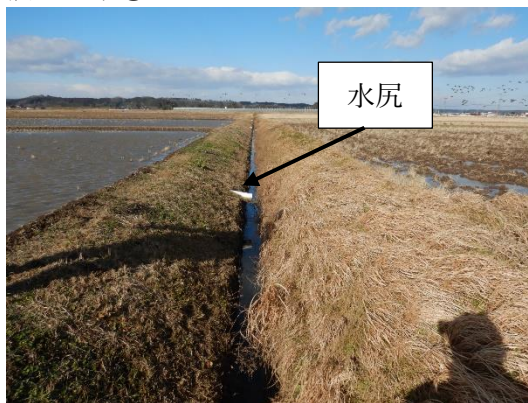
令和6年度調査（宮城県栗原市志波姫地区）

電磁流量計



調査ほ場①

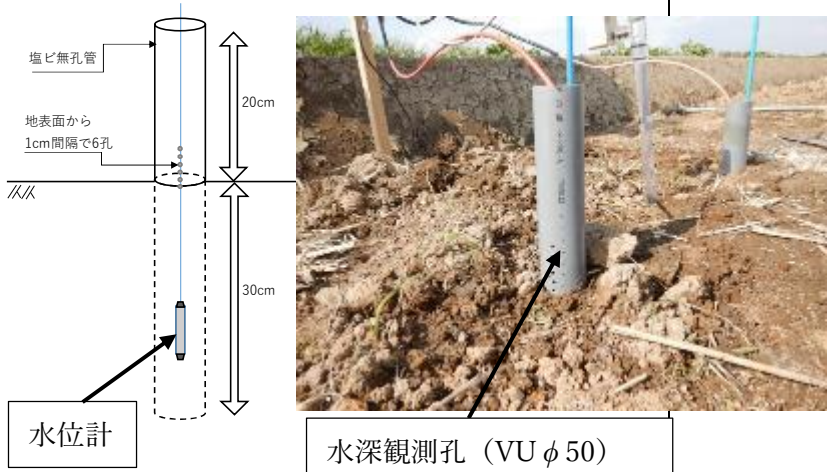
水尻



VU ϕ 150 mm



作業項目	規格等	数量												
	調査ほ場②  水尻 3箇所 奥の1箇所のみ使用 VU ϕ 150 mm													
4 水深調査														
調査機器設置	調査ほ場における水深把握のための水位計の設置を行う。 なお、設置は4月を予定している。 また、データ回収及び撤去は発注者が実施する。 【作業数量】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置箇所</th><th>使用機材</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査ほ場①</td><td>自記記録水位計 S&DL mini (応用地質 (株))</td><td>1 ほ場</td></tr> <tr> <td>調査ほ場②</td><td>自記記録水位計 S&DL mini (応用地質 (株))</td><td>1 ほ場</td></tr> <tr> <td>合計</td><td></td><td>2 ほ場</td></tr> </tbody> </table>	設置箇所	使用機材	数量	調査ほ場①	自記記録水位計 S&DL mini (応用地質 (株))	1 ほ場	調査ほ場②	自記記録水位計 S&DL mini (応用地質 (株))	1 ほ場	合計		2 ほ場	2 ほ場
設置箇所	使用機材	数量												
調査ほ場①	自記記録水位計 S&DL mini (応用地質 (株))	1 ほ場												
調査ほ場②	自記記録水位計 S&DL mini (応用地質 (株))	1 ほ場												
合計		2 ほ場												

作業項目	規格等	数量																
																		
田面等標高確認	水深観測箇所におけるほ場田面等の高さを測定する。 なお、測定は片道測量とし、基準点については調査ほ場近傍の基準点を使用する。 また、測定は10月を予定している。 【作業数量】 <table><tr><th>調査 ほ場</th><th>測定 内容</th><th>測定箇所</th><th>数量</th></tr><tr><td>調査 ほ場①</td><td>水準 測量</td><td>水口 1箇所 水尻 1箇所 水深観測用パイプ頂部 1箇所 ほ場田面高 2箇所</td><td>5箇所</td></tr><tr><td>調査 ほ場②</td><td>水準 測量</td><td>水口 1箇所 水尻 1箇所 水深観測用パイプ頂部 1箇所 ほ場田面高 2箇所</td><td>5箇所</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td>10箇所</td></tr></table>	調査 ほ場	測定 内容	測定箇所	数量	調査 ほ場①	水準 測量	水口 1箇所 水尻 1箇所 水深観測用パイプ頂部 1箇所 ほ場田面高 2箇所	5箇所	調査 ほ場②	水準 測量	水口 1箇所 水尻 1箇所 水深観測用パイプ頂部 1箇所 ほ場田面高 2箇所	5箇所	合計			10箇所	10箇所
調査 ほ場	測定 内容	測定箇所	数量															
調査 ほ場①	水準 測量	水口 1箇所 水尻 1箇所 水深観測用パイプ頂部 1箇所 ほ場田面高 2箇所	5箇所															
調査 ほ場②	水準 測量	水口 1箇所 水尻 1箇所 水深観測用パイプ頂部 1箇所 ほ場田面高 2箇所	5箇所															
合計			10箇所															

作業項目	規格等	数量
5 水収支等の整理		
水収支等の整理	田面標高確認結果及び回収データについて整理と りまとめを行い、報告書を作成する。（別紙－4「用 排水量観測データ整理表」） なお、回収データは下記第3－2条「7 発注者が 自ら実施する作業」のとおり発注者が回収すること で考えている。ただし、営農調査における営農者作 業協力金は受注者が営農者へ支払うものとする。	2 ほ場

（作業の留意点）

第3－2条

本業務の実施にあたって留意する点は、次のとおりとする。

- 1 受注者は本業務の実施過程で知り得たデータを第三者に漏らしてはならない。
- 2 受注者は調査の実施にあたって、関連する関係諸法令及び条例を遵守するとともに、作業中の安全確保に努めるものとする。
- 3 受注者は本業務の履行中に監督職員から途中経過状況について報告を求められた場合は、その内容を取りまとめ監督職員へ報告するものとする。
- 4 作業内容におけるデータ等の整理について、有識者の指導・助言に基づき整理方法を変更する場合がある。
- 5 第2－2条及び第2－3条に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- 6 調査機器の設置は調査ほ場のかんがい期間開始（入水）前までに行うものとする。
- 7 発注者が自ら実施する作業

次の（1）現地観測調査に示す作業については発注者が自ら実施することと考えている。

報告書作成にあたっては、発注者が収集した回収データを含めた整理とする。

(1) 現地観測調査

作業項目	規格等	数量
1 営農調査		
水管理状況等記入様式の配布、回収	作業日報を必要部数印刷し営農者へ配布する。 営農者が入力した作業日報を回収する。	2 ほ場
水管理状況等記入様式の整理	営農者が記入した作業日報の内容を整理する。	2 ほ場
2 気象調査		
調査機器設置	現地気象観測機器の設置を行う。 なお、設置は4月を予定している。	1 箇所
調査機器撤去	現地気象観測機器の撤去を行う。 なお、撤去は水稻収穫直前に行うことで考えている。	1 箇所
データ回収	現地に設置されているデータロガーから観測データを回収する。	1 箇所
3 取水量調査		
調査機器撤去	調査ほ場における取水量把握のために設置されている水位計の撤去を行う。 なお、撤去は水稻収穫直前に行うことで考えている。	2 ほ場
データ回収	現地に設置されている水位計から観測データを回収する。	2 ほ場
4 排水量調査		
調査機器撤去	調査ほ場における排水量把握のために設置されている電磁流量計の撤去を行う。 なお、撤去は水稻収穫直前に行うことで考えている。	2 ほ場
データ回収	現地に設置されている電磁流量計から観測データを回収する。	2 ほ場
5 水深調査		
調査機器撤去	調査ほ場における水深把握のために設置されている水位計の撤去を行う。 なお、撤去は水稻収穫直前に行うことで考えている。	2 ほ場
データ回収	現地に設置されている水位計から観測データを回収する。	2 ほ場

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3-3条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。

1 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」

(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

2 機器等の導入

- (1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- (2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- (1) 受注者は、上記1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- (2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。

なお、上記（1）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

- (3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

4 写真の納品

受注者は、上記3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)

のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

5 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 打合せ

（打合せ）

第4－1条

測量共通仕様書第10条及び設計共通仕様書第1章第1-10条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

回数	打合せ	目的	打合せ場所
第1回	初回打合せ	作業着手前の段階	調査ほ場
第2回	中間打合せ	とりまとめ作業前の段階	東北農政局 (仙台合同庁舎A棟)
最終回	最終打合せ	報告書原稿作成段階	東北農政局 (仙台合同庁舎A棟)

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、別紙－2に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、測量共通仕様書第11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

（成果物）

第5－1条

成果物を測量共通仕様書第18条及び設計共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

成果物	数量
成果物の電子媒体（CD-R 等）	2 部
成果物の出力（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）	1 部

（成果物の提出先）

第 5－2 条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

宮城県仙台市青葉区本町 3－3－1 仙台合同庁舎 A 棟
東北農政局農村振興部設計課

第 6 章 契約変更

（契約変更）

第 6－1 条

業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- 1 第 2－1 条に示す「作業基本条件」に変更が生じた場合。
- 2 第 3－1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- 3 第 4－1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- 4 第 5－1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- 5 履行期間の変更が生じた場合。
- 6 関係者協議等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。
- 7 その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7－1条

この特別仕様書に定めなき事項または本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙－1 位置図

調査地区



調査ほ場位置



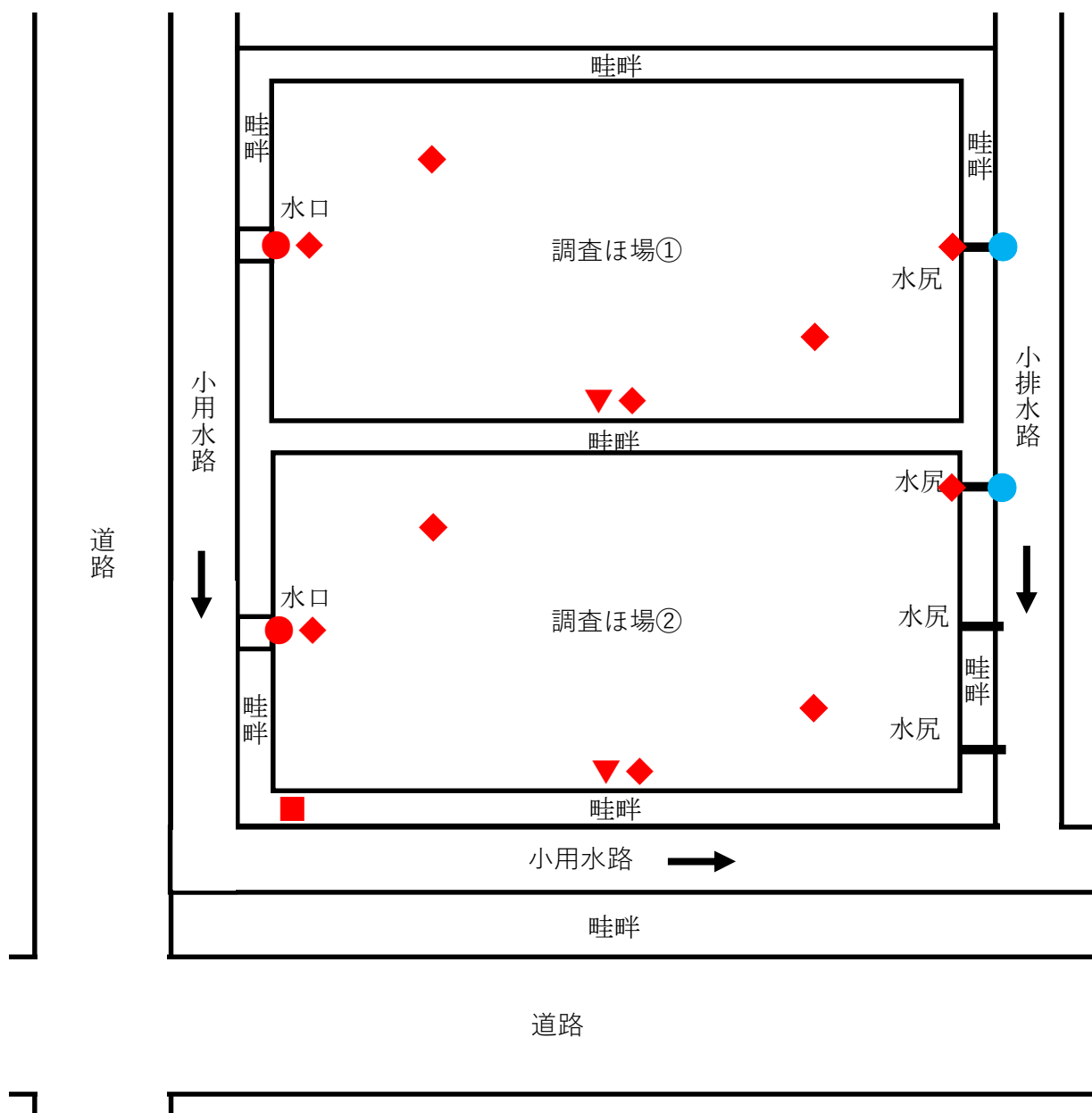
(第 1－ 6 条、第 4－ 1 条関連)

【割合】

次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表 A～C までに掲げる額の合計額へ一括計上価格を加えた額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測定の請負契約にあっては、その割合が 10 分の 8.2 を超える場合にあっては 10 分の 8.2 と、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
測定	直接測定費の額	測定調査費の額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額	－

別紙－ 3 観測等調査位置図



凡例	
→	流水方向
●	取水量調査（水位計）
●	排水量調査（電磁流量計）
▼	水深調査（水位計）
■	気象調査（転倒ます式雨量計）
◆	田面等標高確認

[illegible]

